広島市政と市民

6月1日号　No 274

市民ダイヤル
43－6783
43－0440
市政に対する苦情、要望、意見などはこの市民ダイヤルをご利用ください

〝もう一度計る〟習慣を

6月7日は「計量記念日」

6月7日は「計量記念日」です。これまでの度量衡法にかわる近代的な計量法が、昭和26年6月7日に公布されたことを記念して設けられたのがこの記念日です。

〝物を計る〟ということは、わたくしたちの日常生活にかかすことのできないたいせつな行為です。にもかかわらず、わたくしたちはこの〝計る〟ということに、あんがい無関心なのではないでしょうか。

広島市では、昨年度、市内の主婦40名に計量モニターを依頼して、1か月間、毎日のお買物品のうちから食料品などの目かたが正しく計られているかどうかを調査していただきました。

この結果によりますと、計り買い商品1,654件のうち、正しい目かたで取引きされたものが約40%、目かたが不足していたものが約30%で、3回に1回ていど、不足していた商品を買っていたことがわかりました。いっぽう、密封商品1,398件のうち、正しい目かたで取引きされたものは約50%、目かたが不足していたものが9%で、密封商品の場合は、比較的よい成績を示していました。

商品をお買いになるときは、値段、品質、目かたをよく見、よく考えて買うようにするとともに、家庭にも正しいハカリを置いて、〝もう一度計る〟という習慣をつけたいものです。

店頭で食料品を計る計量モニター

福祉年金所得状況届の提出を

6月3日～同月20日　巡回で受付け

福祉年金（国民年金）を受けている人は、6月中に福祉年金所得状況届を提出していただかなければなりません。この届を出されないと、ことしの福祉年金が受けられないことになります。

福祉年金は、全額国が負担して支給するため、受給権者やその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上あるときは、支給を停止されることになっています。したがって、この所得状況届は、所得の状況を調べて、ことしの福祉年金を支給するか、停止するかを決めるたいせつな届です。

所得による制限は、毎年のようにゆるめられていますので、たとえ、昨年は支給されていなかった人でも、ことしは支給される場合もあります。ですから、ひとりもれなく所得状況届を忘れないで提出してください。

受給権者が死亡されている場合でも、6か月以内に請求されると、未払いの年金が、いっしょに生活しておられた遺族に支給される場合がありますから、該当者は受付け当日届け出てください。

福祉年金所得状況届は巡回して受け付けますので、指定の日に必ずおいでください。近く個人あてに通知書をお送りします。おいでになるときは、この通知書、国民年金証書、印鑑を必ずお持ちください。受給権者ご本人がおいでになれないときには、代理人でもけっこうですが、受給権者の生活状態をくわしく知っておられる人がおいでください。

巡回受付けの日程と場所はつぎのとおりです。

◇6月3日＝中山・戸坂・井口各出張所◇4日＝竹屋・天満・大芝各小学校◇5日＝千田・三篠各小学校　西隣保館◇6日＝吉島・草津・己斐各小学校◇7日＝袋町・草津・己斐各小学校◇10日＝牛田・青崎各小学校　消防会館（比治山出張所の隣り）◇11日＝消防会館　仁保・大河各小学校◇12日＝大河・皆実・段原各小学校◇13日＝段原・皆実・宇品各小学校◇14日＝宇品・本川各小学校◇17日＝舟入小学校・勤労青少年会館（基町出張所の隣り）◇18日＝江波中学校・白島・南観音各小学校◇19日＝尾長・観音各小学校◇20日＝似島出張所

受付け時間は、いずれも午前9時30分から午後4時までです。

くわしいことは、市役所年金課（電話45－2111内線295）へおたずねください。

読書で教養を

浅野図書館へご来館を

浅野図書館では、市内のいろんな団体に対して、図書の貸出し（団体貸出し文庫）を行なっております。

◆市内の職場グループや地域グループ、読書会など、5名以上の単一団体に対して1か月間、50冊以内の図書を貸し出します。

◆毎月1回、直接図書館で図書の選択をして、1か月のちに返納していただきます。したがって、毎月1回、図書館まで足を運こんで図書の取※替えをしていただくことになります。

◆グループのみなさんのご希望に近い図書の自由な選択ができますから、グループの育成に役だちます。

◆申込み先・問合せ先は、浅野図書館（国泰寺町1丁目6－17　電話41－5542）です。

浅野図書館では、市民のみなさんに親しまれる図書館としてつぎの業務を行なっております。せいぜいご利用ください。

◆司書が図書館にある資料の利用相談に応じています。これは、文書、電話でもけっこうです。希望者には、資料を複写して実費でさしあげます。

◆図書の貸出しを希望される人は、身分証明書と印鑑をご持参のうえ、登録していただければ、一度に2冊まで貸し出します。

貸し出し期間※は7日以内です。

◆図書館車「ともはと号」が、市内36か所の駐車場を毎月1回巡回しています。図書を1500冊積んでいます。利用されたい人は、印鑑を持って近くの駐車場へおいでください。一世帯5冊以内を翌月の巡回日までお貸しします。

浅野図書館は、毎週月曜日・毎月末日、祝日、ばく書期、年末年始をのぞいて、毎日午前9時から午後6時まで開館しています。

図書の貸出し、資料複写など
開館午前九時～午後六時

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表45－2111）　印刷／株式会社柳盛社印刷所　発行日／昭和43年6月1日

みんな健康で

被爆者健診と手帳の検認を

6月の日程と場所

特別被爆者手帳の検認とあわせて、43年度1回目の被爆者健康診断を実施します。6月の日程と場所はつぎのとおりです。

▒出張班／◇2日＝矢賀幼稚園◇3・4・5・6・7・10日尾長小◇11・12・13日＝青崎小◇14・17日＝大洲小◇18・19・20日＝荒神町小◇21・24・25・26・27・28日＝比治山小

▒原爆福祉センター班／◇3・4・5日＝本川学区◇6・7・10・11・12・13・14・17・18日＝基町地区◇19・20・21・24・25・26・27・28日＝竹屋学区

▒舟入健康管理所班＝◇3・4・5・6・7・10・11・12・13・14・17・18・19・20・21日＝舟入本町◇24・25・26・27・28日＝舟入中町　受付け時間は、いずれも午前9時30分から同11時45分までと午後1時から同3時45分までです。

一般手帳は検認しません。特別手帳をお持ちの人で、長いあいだの病気などで本人がこられないときには、代理人がそのことを受付けへ申し出て、手帳の検認だけを受けてください。また、住所、氏名が変わった人や死亡した人の手帳をお持ちのときは受付けへ申し出てください。

街頭検診、相談室開設など

「歯の衛生週間」の行事

6月4日から6月10日までは、「歯の衛生週間」です。広島市では、市歯科医師会と協力し、週間行事をつぎにより実施します。

▒歯の街頭検診の実施

とき／6月4日（火）

場所と時間／◇的場町電停付近＝午前8時40分～午前9時10分◇牛田町神田橋下100㍍付近＝午前9時30分～午前10時◇白島電車終点付近＝午前10時20分～午前10時50分◇第二基町配給所前＝午前11時10分～午前11時40分◇皆実小学校付近＝午後1時10分～午後1時40分◇千田町電鉄マーケット付近＝午後2時～午後2時30分◇舟入町電停付近＝午後2時40分～午後3時10分◇十日市町ボーリングセンター付近＝午後3時30分～午後4時◇横川銀宿街＝午後4時10分～午後4時40分

▒歯の衛生相談室の開設

日時／6月5日・6日・7日いずれも午前9時～12時

場所／口腔衛生センター（富士見町11－9県歯科医師会館内　電話43－4609）

▒歯の女王コンクールの開催

応募資格／市内に在住・在勤している18歳以上23歳までの未婚の女性（ただし、高校生はのぞく）

応募締切り／6月7日（金）

診査日／6月9日（日）

表彰日／6月16日（日）

くわしいことは、いずれも市歯科医師会（電話33－4609）へおたずねください。

広島城郷土館で図画作品展

6月2日から6月16日まで

広島城郷土館では、小学校児童の図画展示会を開催します。これは、5月に広島城一帯の公園で行なった「広島城をかく会」の入選作品を展示するものです。

とき／6月2日（日）から6月16日（日）まで。

ところ／広島城天守閣4階

展示点数／約120点

入場料は、広島城入場料（おとな30円、子ども15円）だけを払っていただくだけで、特別料金はいりません。

行政相談委員へご相談を

国・県・市への苦情や疑問など

行政監察局では、相談所を設けて、国・県市町村の行政に対する相談を受けていますがいっそうみなさんのご便宜をはかるため、各市町村に行政相談委員を委嘱しています。

恩給、年金、登記、税金、生活保護、環境衛生、農地、郵便、道路、交通、住宅、公害などに対する意見、要望、苦情、疑問がありましたら、いつでも、お気軽にこの行政相談委員にご相談ください。相談内容の秘密を守り、無料で相談に応じます。

広島市の行政相談委員はつぎのおふたりです。　◇美藤志津子（住所南観音町17－16　電話自宅31－1869）◇伴谷　勇（住所己斐西本町2266　電話勤務先農協ビル43－4111　内線313　自宅71－0012）　－敬称略－

保母の採用試験

6月8日までに申込みを

市立保育園（27か所）で乳幼児の保育に当たる保母の採用試験を行ないます。

受験資格／昭和18年4月2日以降に生まれ、保母の資格を持っている人

採用予定人員／約15名

試験期日・方法・合格発表／◇第1日＝6月9日（日）筆記試験、実技試験を市役所本庁舎3階講堂で◇第2日＝6月10日（月）面接試験、身体検査を市役所人事課で。合格発表は6月下旬。

採用／合格者を採用候補者名簿にのせ、43年度中に採用する。

勤務条件／①初任給は、43年3月卒業者（短期大学）の場合を例にとると、調整手当を含めて23,679円で、そのほか、通勤、扶養、勤勉、期末手当などを支給する。昇給は原則として年1回②勤務時間は1日8時間、週48時間で、年次有給休暇は20日。

申込み方法／申込書（人事課にある）、卒業証明書、成績証明書、保母資格証明書をそえ市役所人事課へ提出する。その際お渡しする受験票に、最近6か月以内に撮影された脱帽正面上半身の名刺版写真をはり、受験当日持参する。

申込書の受付け期限／6月8日（土）

くわしいことは、人事課（電話45－2111内線243・524）へおたずねください。

パートタイマーの希望調査

公共職業安定所が実施

広島公共職業安定所では、主婦のみなさんなどで、短時間の就職を希望される人たちのための専門的な窓口として、7月から、同安定所内にパートタイム・センターを設けることになりました。

これに先だって、就職希望者の調査を行なっていますので、パートタイムで働きたい人は、パートタイマー希望調査票にご記入のうえ、広島公共職業安定所（基町10－30　電話28－0521）へ郵送してください。この調査票は市役所公聴課、商工課、地元の各出張所においてあります。

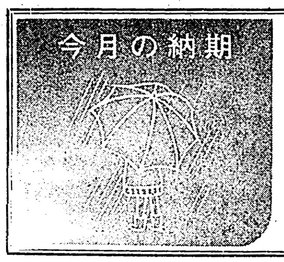

市・県民税
（1期分）
国民健康保険料
（2期分）
納付期限　7月1日

運転者は酒よい運転をやめましょう
歩行者はムチャな飛び出をやめましょう

最近の交通事故は酒よい運転やムチャな飛び出しによるものがふえています

広島市政と市民

6月15日号　No 276

人口と世帯

人口	547,611(544,013)
男	274,167(272,180)
女	273,444(271,833)
世帯	180,067(178,026)

4月31日現在
（カッコ内は3月31日現在）

被爆者の生活に光明を

病気で療養しておられる被爆者などの身のまわりのお世話をする被爆者家庭奉仕員は、昨年の十一月から対象になる被爆者のご家庭へ派遣しています。

これは、市独自の経費で被爆者援護事業として実施しているもので、今年度は奉仕員の人数も増加しました。この奉仕活動は派遣先の被爆者のみなさんからたいへん喜ばれています（写真は被爆されたおとしよりのお世話をする奉仕員）

活躍する家庭奉仕員

▲病気などのため自宅で療養している人で、世話をする人がいない家庭か、じゅうぶん世話ができない家庭

▲被爆によりからだが不自由なため、ふだん家事を行なううえにさしつかえる人

このような人のために、広島市では、奉仕員を現在の8人から10人に増員して被爆者のみなさんのご要望にそうようにしていますので、ご遠慮なく奉仕員の派遣を市役所原爆被害対策課（南庁舎2階電話45—2111　内線819）まで申し込んでください。

つぎに家庭奉仕員をつぎの要領で2名募集していますので、心身ともに健全で原爆被爆者福祉に理解と熱意をもっている人であればどなたでも応募してください。

年齢／43年6月1日現在満30歳以上45歳未満

面接試験／6月27日（木）午前8時30分

給与／非常勤嘱託で月16,500円

申し込み期限／6月26日（水）

その他／くわしいことは市役所総務局人事課（内線524）まで。

去る5月17日、第58通常国会において「原爆被爆者特別措置法」が成立しました。これは、認定被爆者に対する特別手当の支給、認定患者で現在医療を受けている人に対する医療手当の支給、特別被爆者で、65歳以上の人、母子世帯の世帯主、身体障害者などに対する健康管理手当の支給、特別被爆者で自宅療養していて、看護人に実費を支払っている人に対する介護手当の支給——の4つを柱としています。

広島市でも、この法案が成立する以前から、市独自の援護対策として、認定被爆者医療手当付加金の支給、たい内被爆高度小頭症患者介護料の支給、認定被爆者死亡葬祭料の支給、健康診断促進手当の支給などとともに、被爆者家庭奉仕員の制度を設け、被爆者の救済に力を入れております。

わたしの見た広島　広い広島の道

内田貴子

どこへ行っても日本についての印象を聞かれます。まだまだほんとうのことは言えませんがまずあの原子爆弾にあった町はいまどれくらいたちなおったでしょうか、と思ったりしていました。こちらへ着いて、これだけすばらしい広島を見て、聞いていただけではとても想像もできませんでした。道は日本的な道とちがって、広いことでありますし、それにいろいろときれいなお店がずらっとたくさんならんでいますので、ショッピングにも困らないところでよいことです。日本人としては、しんせつでこのことに対してもとてもたいせつなことですが、いいことだけでなくって、どんなところへ行ってもわるいこともあります。外国でそだった者として一番目だったことは、こちらで下水がないこと。なぜこれだけ人口の多い町、これだけすばらしい町に、たいせつな下水がないのかしらと、ふしぎに思います。日本はこれからぐんぐんとまだまだのびる国であるからこれからいい方法が出てくるだろうと思います。二世として祈っております。（内田さんは、県費留学生として、現在、広島女子大学へ在学中です）

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45—2111）　印刷／株式会社　文化社　発行日／昭和43年6月15日

屋外広告物の規制を強化

町を美しく

広告物の調査も

わたくしたちのまわりには、広告物がはんらんしています。その広告物の中には、都市の美観上好ましくないもの、人の通行の邪魔になったり、危害を与えるおそれのあるものも少なくありません。

このような状態に対して、「屋外広告物法」、「広島県屋外広告物条例」では、都市の美観や風致を維持し、住民のみなさんに対する危険を防止するために必要な規制措置を行なうよう定めています。

広島市でも、これまでなおざりにされがちであった屋外広告物の規制の適正化に努め、美しい都市づくりを強く推進することになりました。

今回は、その内容のあらましをご説明し、みなさんのご協力をお願いしたいと思います。

規制の対象になる屋外広告物とは、建物その他の工作物の外側にあるもので、人の目につく広告物です。そして、それは、たとえば営利目的など、特定の目的をもって市民のみなさんの視覚に訴えるものをさしています。

このような屋外広告物には、下の表に掲げるものがあります。

これらの広告物の掲示は、国の「屋外広告物法」、県の「広島県屋外広告物条例」によって規制されていて、みだりに掲示できないことになっています。つぎにふたつの法律が規制している内容をみてみましょう。

▼表示してはならない地域

①広島城跡、頼山陽居室（袋町）などの史跡、縮景園などの名勝の地域②不動院金堂（牛田町）などの国宝、不動院鐘楼、同楼門などの重要文化財の周囲五〇㍍以内の地域③国・県・市町村の公園緑地④官公署、学校、研究所、記念館、体育館など公共施設の敷地⑤古墳、墓地、火葬場など⑥社寺、仏堂、教会のある地域⑦新広島バイパス、南観音町地内バイパス交差点から同町埋立地地先までの都市計画街路、基町地内中央公園に面する都市計画街路

▼表示してはならないもの

㈠どんな広告物も表示してはならない場所や構造物

①街路樹や路傍樹②郵便ポスト、公衆電話所、送電塔、橋りょう、トンネルなど③石垣やよう壁で公共施設のもの④形像や記念碑⑤信号機、警報機、道路標識などの交通安全施設

㈡電柱や街灯柱などと、アーチアーケードなどの柱には、はり紙、はり札、立看板などを表示してはなりません。

㈢そのほか、美観を害するようなものや信号機、道路標識などの効用を妨げるようなものは表示してはなりません。

▼これらの許可や禁止などの規制から除外されているもの

①法律や条例などにより表示したり設置したりするもの②選挙運動や公共的な目的をもったものに使かわれるもの③自分の事業所などに氏名・名称・店名などを表示するもの④冠婚葬祭・展覧会など一時的・仮設的なもの⑤そのほか知事が適当と認めるもの

現在、広島市には、適用除外の広告物を含めて、約十万の屋外広告物があるといわれています。

平看板	建物などを利用して表示・設置するもの
広告塔	屋上に表示し、建植して表示する塔形・立体的なもの
掲示板	はり札、はり紙などを表示するため建てるもの、また、建物などにとりつけ表示するもの
立看板	足をつけ、建物などに立てかけるものかコンクリート製の台をつけ街頭に立て置くもの
電柱広告	電柱、街灯柱、アーチ・アーケードの支柱にはりつけるもの、巻きつけるもの
車両広告	電車や自動車にとりつけて表示するもの
幕広告	布製で、建物や電柱を利用して道路を横断して表示するもの
その他	気球広告、はり札、はり紙、照明広告

これらの屋外広告物の大半が許可を受けていないものです。いままでは申請されたものだけに規制が加えられ、残りのものは野放しの状態になっていたというのが実情で、都市の美観上、また、市民の安全を考えた場合、好ましくない屋外広告物が相当数あるものと思われます。広島市では、このような悪い状態を改めるため、実施し、不法広告の広告主に勧告・指導をすることにしています。立看板の整理は広告主のちょっとした心づかいで是正されることを強調し、協力を求めます。また、悪質な違反広告物は撤去措置をとる計画もあります。

◇突し出看板・平看板・広告塔

これらの広告は、掲示する位置大きさ、突出しが許される幅など可能なもので、実施効果のあがるものから逐次規制を強化することにしました。

まず、はり紙、立看板、突出し看板、平看板、広告塔などに重点をおいています。

◇はり紙

はり紙は、都市の美観をいちじるしくそこなうおそれがあります

はり紙広告の規制は、さきにあげた広告禁止物件にはり込まれている屋外不法広告の撤去に重点をおいてすすめる方針です。また、はりっ放なしにされ、風雨にさらされたはり紙ほど町の美観をそこねるものはありません。古いはり紙広告は、きちょうめんにはずすことも呼びかけます。

◇立看板

立看板は、街路樹にくくりつけた不法な看板や、立てかけた足が道路へ大きくはみだしたものなど、道路通行の邪魔になったり、ひどいものは、通行の視野をさえぎって、危険な状態をつくり出しているものさえあります

市では、週一回市内をパトロールして調査

〝一日一円であなたを守る〟市民

が、こまかく規制されています。これまでは、その規制内容が徹底していなかったきらいもありますので、看板作製業や広告業などの関係者によく説明し、不法な広告が作られないよう、予防していく措置もたいせつになってきます。今後は、広告を出そうとする場合、まず申請され、広告の規制条件を守った正しい広告が出されるよう指導を強める方針です。

広島市は、国際平和文化都市を目標として町づくりをすすめています。その名に恥じない町の美化をすすめようとする運動のひとつに屋外広告物規制の仕事も加えられています。

以上が広島市の屋外広告物に対する規制の内容ですが、この事業は市民のみなさんの協力がなければ円滑にすすみません。市もみなさんもいったいになって、わたくしたちの町を美しく、住みよい町にするためご協力ください。

くわしいことは、市役所建設総務課（電話四五―二一一一）へお問い合わせください。

橋へ広告物をはることは違法になります

一票 ぼくの意 きみの意

参院選挙の投票日は七月七日

明るく正しい選挙を

市長レポート）を先着二百名のかたにさしあげます。

参議院選挙の投票日が七月七日に決定しました。有権者のみなさんは、棄権することなく、明るく正しい投票によって、六年間の国政を委ねることができるりっぱな人を選んでください。

▼投票所には、郵便でお届けした投票通知書を必ず持って行きましょう。これがないと思わぬ時間がかかり、混雑のもとになります。

また、選挙人が転居されたり、死亡されたりしている場合は「〇〇へ転出」、「〇月〇日死亡」などとして、差し出し人戻しで郵便ポストへ入れてください。

▼投票は午前七時から午後六時までですが、似島投票所は午前六時から午後五時まで、金輪投票所は午前七時から午後五時まで、山田投票所は午前七時から午後五時までと、投票時間が違いますのでご注意ください。

▼投票所では、まず名簿対照係に投票通知書を出して、本人である旨の確認を受けたのち、投票用紙交付係で投票用紙を受けとってください。

投票の順序は、初めに地方区選出議員（白色投票用紙）を投票します。つぎに全国区選出議員（桃色投票用紙）を投票します。

▼字の書けない人には代理投票、目の見えない人には点字投票の制度があります。

▼不在者投票は六月十三日から七月六日までです。

▼その他、くわしいことは、市選挙管理委員会庶務課（電話四五―二一一一内線四一〇・四一一）へお問い合わせください。

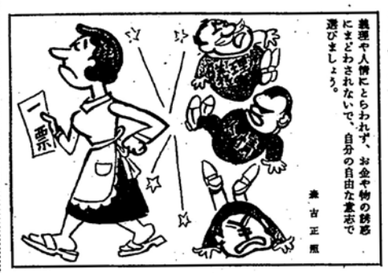

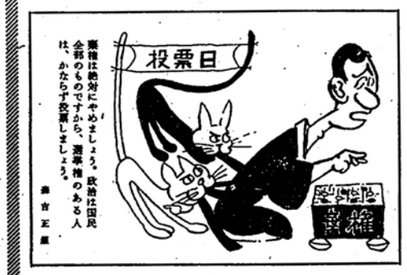

41年度決算

昭和四十一年度の決算は、昭和四十三年三月七日の市議会で認定されました。そこで、市民のみなさんにもっとも深いつながりをもつ普通会計の決算のあらましをお知らせします。

普通会計の決算は、収入総額百三十億二千五百七十二万七千円に対し、支出総額百二十億三千二百三十五万八千円で、差し引き九億九千三百三十六万九千円を昭和四十二年度に繰り越しました。

この繰越しの中には、四十一年度で執行する予定であった住宅、道路、港湾などの事業が四十二年度に繰り越されたために、その繰り越した事業に当てなければならない財源五億一千百四十一万二千円が含まれています。

また、事業会計の決算は、収入総額五十七億二千三百九十九万八千円に対し、支出総額五十四億八千百七十三万一千円で、差し引き二億四千二百二十六万七千円を昭和四十二年度に繰り越しました。

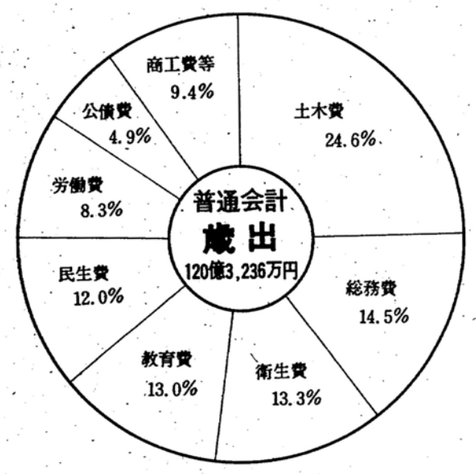

実質黒字は四億八千万円

三十二年度以来健全財政を持続

したがって、実質の黒字は、その財源を差し引いた額四億八千百九十五万七千円になり、これで広島市は、昭和三十二年度からずっと黒字の健全財政を保つことができました。

市民のみなさんの、市政運営に対するご協力に感謝するとともに引き続き変わらぬご理解をお願いします。

◇

◇

交通災害共済制度へご加入を

どんな問題でもお気軽にご相談ください。

とき／六月二十一日（金）午前十時から午後四時まで

ところ／市役所本庁舎三階講堂

相談内容／国・県・市の仕事への苦情や要望・税金　交通事故　人権問題　借地・借家の問題売買や金銭借上の問題相続・離婚などの問題　身障者・精薄者の更生　児童の教育や育てかた　防犯　たばこに関すること　ラジオ・テレビの放送・受信　その他どんなご相談でも受け付けます。

参加機関／十八機関

施設見学会

ユースホステル　水源地　下水処理場（雨天の場合は変更することがあります）

その他／定員は五十五名

昼食、雨具はご持参ください

申し込みは、市役所広報課（電話四五―二一一一内線二二九・五〇九）へ必ず電話でお願いします。

とき／六月二十六日（水）午前九時から午後三時三十分まで

集合場所と集合時間／市役所玄関前に午前八時四十五分までに集合

見学する施設／中清掃事務所　食肉市場　社会福祉センター

一万トンバースからの車の積み出し

6月28日は貿易記念日

展覧会や祝典などを開催

百八年前、徳川幕府は三百有余年の鎖国政策を破って、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、オランダの五か国との自由な貿易を許しました。これは日本の近代自由貿易に乗り出す第一歩でした。こうした自由貿易の許された日を記念して、毎年六月二十八日を貿易記念日と名づけ、国をあげて祝福しています。

広島県では、この貿易記念日を中心に、国の貿易振興国民運動に呼応して、貿易県民運動を展開し、つぎの行事を実施します。

▼第六回貿易記念日祝典
とき／六月二十八日　午後一時～午後四時三十分
ところ／広島商工会議所ビル二階（基町五―四四）

▼第四回伸びゆく広島の貿易展
とき／六月二十七日～二十九日（三日間）午前十時～午後五時（ただし、二十九日は午後四時まで）
ところ／広島商工会議所広島物産展示場と一〇一・一〇三号室

家族みんなで大そうじを

七月一日から七月三十一日まで

夏も近くなってまいりました。日ごろ手のゆきとどかないところをそうじして、夏を快適にすごしましょう。

市内いっせいにもれなく大そうじをしていただくため、上の表のとおり区域別に大そうじの日程を定めました。

そうじで出たゴミは、翌週月曜日に市の収集車で集めますので、定められた場所だけに持ち出してください。

大そうじの相談は、清掃部業務第二課（電話四五―二一一一内線四七〇）、東清掃事務所（電話六一―一七四〇）、中清掃事務所（電話四一―〇七七九）で受けつけます。

そうじの日 ＼ 区域		そうじをする出張所別の区域	
第1週	7月1日～7日	尾長・中山・段原の一部	本庁管内
第2週	8日～14日	仁保・大河・青崎・比治山	基町・牛田・戸坂十日市・三篠
第3週	15日～21日	宇品・似島	観音・舟入
第4週	22日～28日	皆実・段原の一部	己斐・井口・草津
第5週	29日～31日予備日	雨天のため実施できなかったところ	左と同じ
担当清掃事務所		東清掃事務所	中清掃事務所

※あなたの家のそうじ日は別にチラシでお知らせします。

そうじの仕かた

- 家具類・タタミ・敷き物などはできるだけ戸外に出して風と日光に当てましょう。
- 天じょう裏・床下・押入れ・家具の引出しなどは、ネズミ・ゴキブリなどのすみ家ですから、日光や空気にじゅうぶんあて、ダイアジノン・リンデン・ディルドリンDDTなどのクスリをまきましょう。
- 家のまわりの草とりや下水のそうじを行ない、また、水たまりを埋め立て、殺虫剤をまいて、カやハエの発生を防ぎましょう。
- フタのついたゴミ容器を備えましょう。こわれた容器は、修理するかとりかえるかの方法をとりましょう。
- 汲みとり便所は、便池の内外をよくそうじし、ダイアジノン・DDTなどのクスリをまいておきましょう。また、汲みとり口や落し口には必ずフタをするようにし、窓にはアミをはりましょう。
- 家具や調度類の配置をくふうしましょう。

あとしまつ

大そうじで出てきた古雑誌・新聞紙・あきビンなどは、売るか再生するかの方法を考えましょう。

許可を得た宅地の購入を

乱造、災害防止などのため

広島市は、全国でも有数の人口密度の高い都市です。そのため、よりよい住宅環境を整備するための施策を強力に進めています。

その施策のひとつとして広島市内では、住宅地造成事業に関する法律や宅地造成等規制法により、広島市の都市計画に準じて下の図のとおり、住宅地造成事業区域と宅地工事規制区域が指定されていますので、宅地を造成するときには、この法の認可か許可を受けなければなりません。これにより不法住宅地の乱造を防ぐとともに、環境衛生や災害防止設備などの措置がその宅地にとられることになり、安心して家を建てることができます。これらの規制区域に該当する宅地を購入される場合には、正当な許・認可を得て造成されたもので、完了検査を済ませたものかどうかを確認して購入されるようご配慮ください。認可・許可や完了検査は県建築課が行なっております。くわしくは、県庁建築課（電話二八―二一一一内線五八六）か、市役所都市計画課（電話四五―二一一一内線四七六）まで

住宅地造成事業規制区域図
宅地造成工事規制区域図

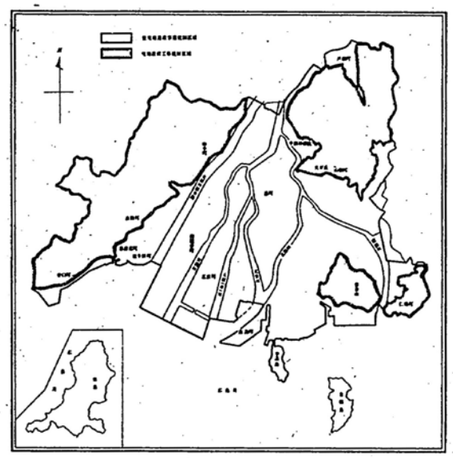

母子世帯調査に協力を

市役所社会課では、母子世帯のみなさんの幸せを高める対策を立てる目的で、実態調査を行ないます。調査世帯に選ばれた世帯は、この調査の意味をおくみとりいただいて、ご協力くださるようお願いします。

青年音楽会へどうぞ
とき／昭和四十三年六月二十九日（土）午後六時三十分
ところ／青少年センター大ホール
くわしくは、青少年センター（電話二八―〇四四七）へ

市民を護る会の文書は市とは無関係

新聞折込みや町内会長などをつうじて「広島市民を護る会特報!!」という文書がくばられ、広島市公聴課（旧市民相談課）へくわしいことをたずねるよう書かれてありました。しかし、これは市が発行したものでなく、内容が市の仕事とまぎらわしいものであり、市民のみなさんをまどわすようなことであることを、発行責任者（大下重吉氏　電話六一―七二〇五）へ厳重に通知しました。

おわびして訂正します

五月三十日「市政と市民」水道特集号で、新しい水道料金をお知らせしましたが、そのうち一ページ「表の1」の中の、超過料金二段欄で共用栓が十六円になっていましたが、これは二十六円の誤りでした。おわびして訂正します

広島市政と市民

清掃事業にご理解を

特集号　No.277

ゴミ処理を円滑に家庭環境を清潔に

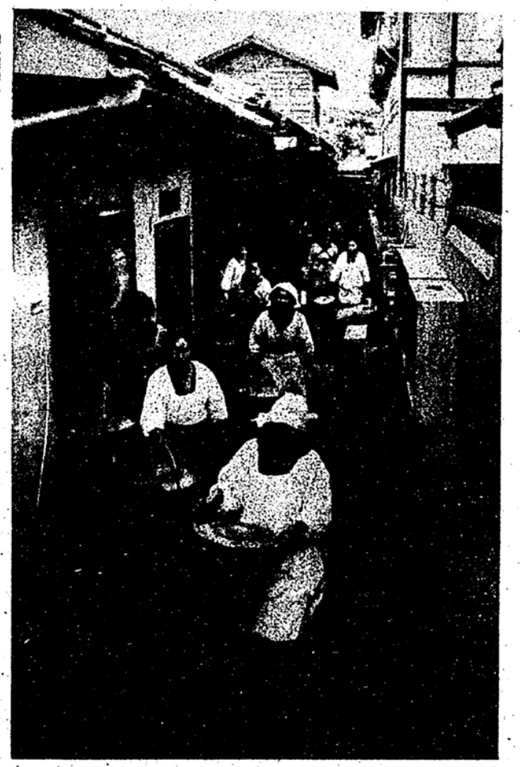

主婦のみなさんのご協力によってゴミ容器は定められた場所へ

わたくしたちが生活を営むうえに、もっとも必要なことのひとつでありながら、もっとも関心を持たれていないことのひとつにゴミの問題があります。ゴミは、わたくしたちが生活するうえで、影のようにわたくしたちの生活につきまとっています。いや、まさしくゴミは、わたくしたちの生活の影なのです。

わたくしたちが、生産活動を続け、消費生活を営む限り、ゴミは一生、わたくしたちの生活から排出されます。そして、文化生活が高まれば高まるほど、ゴミの量も正比例してふえて行きます。しかし、このふえているゴミが、市民のみなさんや市の努力にもかかわらず、町の美観をそこねる一因になっていることも、残念ながら、現実の姿でもあります。

わが国の経済成長率は、世界でも最高の域に達し、産業経済が発展し、文化が進めば進むほど、逆に後退しているのが町の美観ではないでしょうか。紙くずは散らかり、あき地、公園、川などへは平気でゴミが捨てられています。美観をそこなうどころか、カやハエの温床になって、悪疫の発生源にさえなっています。きたないところにどんどんゴミがたまって行く――つまり、町がきれいになっていると、ゴミひとつ捨てるにも気がひけますが、汚れているとつい平気で自分も捨てやすくなり町は輪をかけていっそうきたなくなってしまいます。ですから、どうしてもゴミが捨てられないように、きれいな環境にしなければなりません。

清掃事業を充実・強化

「ゴミなんか、ゴミ箱へほうり込んでおけば、市役所がとりにきてくれるさ。知ったことではないよ」とか、「なあーに、ゴミなんか、道ばたに投げておけば、市役所が掃じして取ってくれるよ」とおっしゃる市民もあるかも知れませんが、このあいだのパリの町でのストのときに、主要道路や広場が、二、三日でたちまちのうちにゴミで埋もれてしまった事実を知っておられるとすれば、よもやこのようなことは言われないと思います。そうですゴミはいまや快適な都市生活を続けていくための大きな障害になっており、ゴミ処理をスムーズにすることが都市運営の条件のひとつになっていると言っても決して言い過ぎではありません。ちょっとオーバーな表現になるかも知れませんが、五十四万人の広島市民みんなが、一日にハイライトひと箱分（約二十グラム）のゴミの減量に成功したとしますと、一年間に約二台の収集車と六人の職員が節減できることになり、これらの経費も約一千万円余りを節約することができるのです。

こういうわけですから、ゴミ処理の問題は、広島市ばかりでなく、全国の各都市でも真剣に取り組んでいるのが現状で、これからのべるゴミの週二回取りも、市民のみなさんの深い理解と全面的な協力が得られた都市ほど成功していることはいうまでもありません。市では、再度みなさんへのご協力を呼びかけます。

ゴミ――この広報紙もやがてゴミになるでしょう。けさの新聞紙も、折込みの広告紙も、デパートの包み紙や食事のくずも……。文化が進み、生活が豊かになればなるほど、ゴミの排出量はどんどんふえて行きます。

× ×

いわゆる文化生活の向上により社会の密度が濃くなると、それに応じてさきの循環を早め、能率をよくしなければならない。社会にとって、排せつ物を早く引抜いて、やることが、できるだけ多くの物をとり入れるために、どうしても必要な作業になってきた。組織的に人や機材を働かせてその作業をする工場――それが下水処理場やし尿処理場、ゴミ焼却場やゴミの埋立て場である。

だが、日本の多くの都市はそれがうまくいっていない。古来の美しい町や川を、その排せつ物でよごし、都会の主婦は、ゴミの処理に対してたえまなく苦情をいう。――ある新聞の清掃特集にこんな意味の記事が書かれていました

× ×

この広報紙の清掃特集は、率直に言って、立ち遅れている都市の清掃事業を、あらゆる努力を傾注して、少しでも進展させ、市民のみなさんの期待に応えるために紹介するもので、ゴミの週二回取りを中心にした広島市の清掃事業をご理解いただき、みなさんひとりひとりにご協力をお願いしたいと思います。

編集・発行／広島市市長室広報課（電話代表 45－2111）　印刷／株式会社　文化社　　発行日／昭和43年6月28日

市民のみなさんのご協力を

ゴミの水切りを

台所から出るゴミは、あみ状のコーナーやザルなどでじゅうぶん水を切ってください。広島市のゴミは、水を含む率（含水率）が非常に高く、全国都市平均の含水率約四〇%に対して二〇%も高い六〇%もの率を示しています。このため、ゴミを焼いて処理するうえに、余分な燃料を使っているのが実情で、それだけムダな税金を費していることになるわけです。

また、台所のゴミをビニール袋などの水をとおさない袋に入れるときは、袋の底の片すみを切ってゴミの水分をなくしてください。そして、水気の多いゴミを容器に移しかえるときは新聞紙などで包んでください。

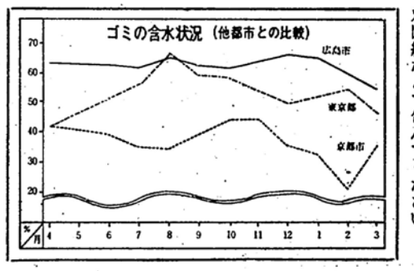

ゴミの減量を

フロのかまどなどで焼けるようなゴミはなるべく焼いてください。ただし、道路や緑地帯では焼かないようにしてください。せっかく美しくなりつつある平和都市が泣きます。

また、あきカン、古紙など、くず屋で引きとってくれるものは、町内などでまとめて売るような方法をとってください。貴重な社会資源はぜひ再生したいものです。

ゴミ容器をきれいに

ゴミ容器は、内側だけでなく、外側もきれいにしましょう。ゴミはきたないものですから、容器に入れる必要があります。しかし、容器が汚れたままのものであったら、なんのためのゴミ容器なのかわかりません。きたないものを入れる容器であればこそ、よりきれいにしなくてはならないのではないでしょうか。あなたのきれいなゴミ容器に移したとき、清掃職員は、きっと気持ちよく、ていねいな収集をしてくれることでしょう。

また、ゴミを容器に入れるとき紙や袋に包むことや、容器の底に二、三枚の新聞紙を敷くことも忘れないでください。ゴミを容器から収集車へ移しかえるのが容易になるほか、容器のこわれる率が少なくなりますし、容器を洗う手間もはぶけるというもので、すべての面で効果的です。

ゴミ容器は定められた場所へ

ゴミの収集日には、定められた場所へ交通のジャマにならないように、きちんと容器を出してください。このようなゴミ収集の方法を定点収集といって、収集能率が向上できますので、ほとんどの都市が採用しているやりかたです。

広島市もこの定点収集の方法を採用して行きます。

いっぽう、ゴミを収集したあとは、隣り近所にめいわくをかけないため、早くゴミ容器を自分で持ち帰るように、ひとりひとりが協力してください。

ゴミ容器の改善を

コンクリートのゴミ箱を使っている人は、この際、コンクリートのゴミ箱は取りのぞき、持ち運びのできやすい容器、たとえば、ホリ容器や袋などを使うようにしてください。コンクリートのゴミ箱をそのまま使われる人は、定期的なゴミ収集はできませんのでご承知ください。

共働きをしておられる人は、袋で出されたほうが便利です。セメント袋のような厚い袋（パック方式といいます）でしかもゴミを出されるときは、汚液がもれないようによく水を切り、紙に包んだうえで袋に入れて出してください。このとき袋の口をヒモなどで必ずしばることを忘れないでください。

また、アパートなどの中高層住宅などで、ダストシュートを使用されているところは、ダストシュートを使う代りに、ホリ容器か袋を使ってゴミを出していただきたいものです。というのは、夏になると、ダストシュートは、ハエやゴキブリなどの絶好のすみかになりますし、異臭の発生も免がれないからです。

やむを得ずダストシュートを使われるときは、ゴミをバラのままで投げ入れないで、袋などに包んで捨てるようにしてください。清掃職員が腰をかがめて、直接手でゴミに触れて収集するという、きわめて非文化的、非衛生的な収集方法をとらざるを得ないのは、コンクリートのゴミ箱とダストシュートだけなのです。

焼却場のゴミの山

ゴミを収集してまわる清掃車

ポリ容器はたにえずきれい

共働き家庭はこんな袋のご利用を

これでは非衛生的です

ゴミの週二回取りを実施

三十四年度までに全世帯へ

含水率が高い広島のゴミ

コンクリートゴミ箱をポリ容器に

市では、ゴミ処理を能率化し、市民のみなさんの家庭環境をきれいにするためことしの七月からゴミの週二回取りを実施します。このゴミの週二回取りというのは一週間にゴミを二回収集することですが、このようなゴミの収集方法を採用すれば、ゴミの収集回数がこれまでよりふえるのですから、昆虫、とくに、ハエの発生が防げることや、ゴミのくさるのが防げることで、衛生上たいへん有効的です。そのうえ、清掃職員の労働条件があるていど軽くなることに伴い、作業能率が向上するということになります。

全国主要都市でも、過半数の都市でゴミの週二回取りを実施しており、広島市でも昭和四十四年度に百%週二回取りを目標に、今年度は約十一万世帯（収集対象世帯の約七〇%）の週二回取りを実施することにしました。

このたびの週二回取りの計画では、市内収集対象世帯の約三〇%が、やむを得ず、これまでのように週一回取りになっていますが、これは、大きく分けてつぎの三つの理由によるものです。

①東と中の清掃事務所から、収集距離がおおむね六キロ以内の区域であっても、ダストシュートを使用されているアパートや、コンクリート容器を使用されている世帯は収集能率が極端に悪くなることや清掃職員が手にケガをしたりすることが多いなどのため、容器の改善を待って週二回取りにします。

③主として道路事情が悪いために収集が困難になっている区域は、適切な収集方法と、これに伴う機材を検討して、週二回取りを行ないます。また、この区域の一部は小型車による収集を試みることにしています。

ゴミの週二回取りが実施できないこれら三〇%の地域のみなさんには、たいへんごめいわくをおかけしますが、収集業務の現状をじゅうぶんご理解願います。

広島市では、この区域は、運搬に多くの時間がかかりますので、西部地区に焼却場か埋立地が確保されてから、週二回取りにかかることにしております。

②これらの地域以外で、たとえ六キロ以内の区域であっても、ダストシュートを使用されている世帯は、この度から市営の中高層住宅のダストシュートを改良し、ボックス化して機械化収集を行なうことになりました。今年度、ダストシュートを改良する予定の市営住宅には、改良するまでのあいだ、ダストボックス（鉄製の大型ゴミ箱）を設置して、機械化収集を行なう予定ですから、市営の中高層住宅にお住まいの人はご協力ください。

また、団地などで、比較的あき地があって機械化収集に向いているところも、このダストボックスを置く予定ですから、ボックスのそばにゴミを置かないで、正しい使いかたをしてください。

有価物は再生を

団地用ダストボックスの正しい使用を

このダストボックスは、約二十世帯の割合いで一箇ずつ置きます。したがって、これを使う人は限られますから、指定された団地内の人だけ使ってください。

団地用のボックスを使うときは竹、木切れなど、長いものは、①約三十センチぐらいに短かく切って入れること②ゴミはボックスのそばに置かないで必ず中に入れること③週二回収集しますから、ゴミがいっぱいになっておれば、収集車がきたときにそのゴミを出すこと④ボックスの中やボックスのそばでゴミを燃やさないこと——などに心がけてください。

◇　◇

以上のようなことがらを、市民のみなさんが守っていただいてはじめてゴミの週二回取りが、スムーズに実施できることになりますが、これらのことは、すでに、他都市では市民生活のエチケットのひとつとして実行されています。平和都市ヒロシマをより美しく快適な町にするために、市民のみなさんのご協力をお願いします。

吉島にある
中清掃事務所

都市美化に占める清掃事業の役割り

絶えないゴミの不法投棄

ひとりひとりが美化意識の向上を

活躍する最新のゴミ収集双胴船

川への不法投棄の防止

市内にある六つの川は、全国的に清流のほまれが高く、市民が誇りにしているところです。

ところが、近ごろ川の中へゴミを投げ捨てたり、川原でゴミを焼いたりする人がふえて、太田川の清流もその声価があやぶまれるような状態になっております。そこで、広島市では、河川清掃船や川岸に置いたダストボックスで、ようやく六つの川の清流を保っている状態です。

川の中のゴミを収集することは陸上のゴミの収集に比べて約三倍の経費を必要とします。それでも市では、昨年、新たに自動集じん式双胴船「すみよし丸」を一千二百万円で購入し、川岸にあった不法建築の撤去とあわせて、川に捨てられたゴミの収集に力を入れています。とくに、汚れがひどいのは天満川、猿猴川、本川上流などです。川の美化は、市民のみなさんの積極的なご協力を受けなければ果たせるものではありません

あき地への不法投棄の防止

市内の公園、緑地帯、あき地、未整備の道路などへ、ゴミが不法に捨てられ、町の美観をそこねている光景にしばしば接することがあります。これらの処理のため、市では、ショベルローダーやダンプ車で特別に編成した清掃処理班をもっているほか、あき地などに、ダストボックスを置き、さらに、常時清掃パトロールを行なって予防策をこうじています。しかし、それでも不法投棄があとを絶つまでにはいたっておりません。

これまでの調査では、建築や建築材料を扱う業者、土木関連業者、運送業者、自動車関連業者、材木業者、食品店など、営業に関係した不法投棄が多いということです。そして、不法投棄の様相もダンプ車などを使った大がかりなものになり、数か所に集中して多量な投棄が行なわれているのが現状です。これもみなさんの協力を得て監視の目を光らせます。

多量排出者は処理に注意を

営業によって出てくるゴミは、市長が許可したゴミ収集業者に収集を依頼するか、清掃部業務第二課で処分許可を受けて、市が指定する埋立地へ自分で運ぶ方法をとらなければなりません。

自己搬入をするときは、埋立地へいたる沿道の市民のみなさんのめいわくを考え、搬入する途中でゴミを落したり、飛ばしたりしないように、荷箱にシートをかけるとか、ホロのある車を使うとか、じゅうぶん気をくばってください。このような処置は、市民の衛生を守るための基本的な原則なのですから、市民としての義務であると心得てください。

わたくしたちの広島市は、国際平和文化都市として、広く有名になってきましたが、そこに住むわたくしたちは、その意義や役割りをよく認識しているといえるでしょうか。

たとえば、ゴミの不法投棄ですが、昭和四十二年度に、市清掃部が川やあき地などに捨てられたゴミを収集した量が、なんと二千三百十一トン（八トンダンプ約三八五台分）もあったという事実を見ても、市民意識は、まだまだ向上していないと言われてもしかたがないでしょう。

このように、不心得な人が違法な捨てかたをしていたということは、ほんとうに残念です。

昭和三十七年から始められたのが、「わたくしたちの町をきれいにしましょう」と呼びかけた「都市美化運動」で、今日までずっとみなさんと市がいっしょになって精力的に進めてきました。この中で、清掃事業を推進する清掃部が大きな部分を担当することになっています。

川の清掃をする「すみよし丸」

正しくはショベルローダー使ってダストボックスを

あき地はつねに清潔に

あき地を持っている人や、あき地を使っている人は、へいやサクなどの整備をしないと、ゴミを不法に捨てられる原因にもなり、近所のみなさんがめいわくされます。したがって、清掃部では、不潔になっているあき地を見つけしだい、占有者や管理者に対して、清潔にするよう呼びかけ、その後、清潔にされたかどうか、管理はじゅうぶんかどうかなどを監視し、指導に当たっています。

ダストボックスの使用を正しく

市では、川やあき地などに、ダストボックスを設置し、不法に捨てられるゴミを防いでいますが、新しい問題として、ボックスのそばにたくさんのゴミが捨てられ、これが散乱したり、山積みになったりして、かえって都市の美観を害しているということがおこっております。

ボックスに捨てるゴミは、たとえば、一般家庭でお客さんをたくさん呼んだため、一時的に多くのゴミが出たというように、市役所の定時ゴミ収集期日まで待てないゴミに限ります。

こんご、ダストボックスの外に捨てられたゴミは、不法投棄とみなして、捨てた人には清掃法の罰則を適用する方針です。

電車・バス停の容器の使用を正しく

市内の電車やバスのおもな停留所には、ゴミ容器とタバコのすいがら入れが置いてあります。小さなゴミやすいがらは、この容器やすいがら入れを利用してください。

たくさんの停留所へ置いてあるゴミ容器には、タバコのすいがらや家庭から出るゴミを、決して入れないようにしてください。

収集の一元化を実施

これまで清掃によって出てきたゴミは、公園の場合は公園緑地課が、道路の場合は土木管理課が、また、川や家庭のゴミは清掃部がそれぞれ収集していましたが、四十三年度から、こうしたバラバラの収集方法を改善し、公園や道路のゴミも、川や家庭から出されるゴミと同じように、すべて清掃部が収集することになりました。

たったひとりではなにもできないかもしれません。しかし、まずひとりから始めなければならないのではないでしょうか。

家庭の環境をきれいにするために、公園や川を清潔に保つために、まず、あなたが考え、くふうし、そして、協力していただけませんか。その成果をお友だちや隣り近所へ呼びかけてください。ひとりがひとりを呼びそれを大きな輪に、みんながひろげて行こうではありませんか